「区民等の意見提出手続」の結果報告書

- 1. 政策等の題名 「介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書(案)」
- **2**. **案の公表の日** 平成 27 年 7 月 1 日
- 3. **意見提出期間** 平成 27 年 3 月 21 日から平成 27 年 4 月 20 日まで (30 日間)
- 4. 意見提出実績

総数2件(個人のみ)、延べ2項目 ・電子掲示板 2件

- お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方
 別紙1のとおり
- 6. 方針案及び計画案の修正について

別紙2のとおり

7. その他

本区民意見聴取等は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき行ったもので、その手続については「杉並区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 27 条に規定する評価書の公示及び意見の聴取等に関する規則」により実施したものである。

8. 問い合わせ先

介護保険課管理係

電話 03-3312-2111

区民意見の概要と区の考え方

項目	意見の概要	区の考え方				
その他(その他(評価書全般に対するご意見)					
	そもそもマイナンバーという一括した番号で「国民健康保険に関する個人情報」「国民年金」「介護保険」「児童手当」に関する事務について、一括してナンバー登録するというのに意見を個別に求めること自体理解できません。一括するということに対してなぜ個別に意見募集するのでしょうか?そもそも一括ナンバーによる管理に情報漏えいの際の危険、などを考えると問題あるのではないでしょうか?	特定個人情報保護評価については、番号法第 26 条で定められる指針「特定個人情報保護評価指針第 4の2」により、原則として番号法別表第一の事務 の単位で実施することとされています。今回ご意見 を募っている国民健康保険、国民年金、介護保険、 児童手当の各事務の特定個人情報保護評価につい ても、この指針により番号法別表第一の事務の単位 で実施しているものです。 また、マイナンバー制度に関する安全対策の取り 組みとしましては、特定個人情報の管理について は、内閣官房社会保障改革担当室・内閣府大臣官房 番号制度担当室作成の「社会保障・税番号制度 概 要資料 平成 27 年 2 月版 (P16~17)」 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/ h2702_gaiyou_siryou.pdf)にまとめられています ので、ご参照ください。				
	私は共通番号制(マイナンバー制度)の廃止を求めていますが、特に自治体の準備の遅れが伝えられていますので、自治体として、実施時期の延期を強く求めてほしいです。	マイナンバー制度は法律に定められた制度であることから、区におきましても法令等に基づき制度を実施してまいります。 また、制度の準備につきましては、法令の定める時期に安全かつ適正な制度を開始するため、今後とも国や都と連携しながら進めてまいります。				

介護保険に関する事務 全項目評価書(案)の修正一覧

凡例:★印=区民意見提出手続きによる 意見を踏まえた修正

印=その他の修正

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
評価書全般	・個人番号(個人コード)	・個人コード	表下※1に別途記載。
	•個人番号(番号法)	·個人番号 <u></u>	
	・個人番号(マイナンバー)	·個人番号	
75P	②保管期間・その妥当性	②保管期間・その妥当性	・記載漏れ
6. 特定個人情報の	(記載なし)	•介護保険法施行規則第76条第	
保管消去		1項及び第95条(居宅介護住宅	
		改修費の上限額の算定方法)よ	
		り、資格喪失(転出)後、同住居	
		に再転入し、住宅改修費の支給	
		を受ける場合は、資格喪失(転	
		出)前の支給額を上限額に含め	
		るため、住宅改修費データにつ	
		いては死亡が確認できるまで保	
		存する。今後、個人番号による	
		転出先での死亡情報が確認でき	
		るようになると住宅改修費データ	
		の削除も可能になる。	
75P	③消去方法	③消去方法	・正式な部署名に変更
6. 特定個人情報の	・情報システム担当課	<u>·</u> 情報政策課	
保管消去			
77P	③対象となる本人の範囲・	③対象となる本人の範囲・その	・介護保険課では記載内容の運用
2. 基本情報	その必要性	必要性	は行わない為修正。
	・区内居住者について住民	•削除	
	票上の居住地とは別に現		
	住所を管理する必要が生		
	じる場合があるため。		

修正箇所	全項目評価書案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
61P • 77P	⑧使用方法・情報の突合	⑧使用方法・情報の突合	・記載を統一するため。
3. 特定個人情報の	·基本4情報	<u>·4情報</u>	
入手使用			
112P	リスク1・宛名システム等に	リスク1・宛名システム等におけ	・記載を統一するため。
3. 特定個人情報の	おける措置の内容	る措置の内容	
使用	・本特定個人情報ファイル	・本特定個人情報ファイル	
	(介護保険ファイル)		
115P	リスク1・その他の措置の	リスク1・その他の措置の内容	
5.特定個人情報の	内容		
┃ 提供移転	・本特定個人情報ファイル	│ │・本特定個人情報ファイル_	
	(介護保険ファイル)		
113P	リスク2・特定個人情報の	リスク2・特定個人情報の使用の	・記載を統一するため。
3. 特定個人情報の	使用の記録・具体的な方	記録・具体的な方法	
使用	法		
	・保管するログは、物理的	・保管するログは、物理的に区	
	に区画・施錠された保管棚	画・施錠された保管棚で、「杉並	
	で、「杉並区文書等保存年	区文書等保存年限基準 」 及び	
	限基準」に基づき7年間保	「情報セキュリティマネジメント実	
	管する。	施基準」に基づき管理する。	
114P • 128P	情報保護管理体制の確認	情報保護管理体制の確認	・第三者点検で指摘された事項に
4.特定個人情報フ	・委託する際は、ISMS, プ	・委託する際は、ISMS, プライ	対応するため、記載を修正。
ァイルの取扱いの	ライバシーマーク等の認証	バシーマーク等の認証取得を <u>求</u>	
委託	取得を要求するなど、委託	<u>める</u> など、委託先の社会的信用	
	先の社会的信用と能力を	と能力を確認する。	
	確認する。		
121P	情報保護管理体制の確認	情報保護管理体制の確認	
4.特定個人情報フ	・システムの運用を委託す	・システムの運用を委託する際	
ァイルの取扱いの	る際は、ISMS, プライバシ	は、ISMS,プライバシーマーク	
委託	ーマーク等の認証取得を	等の認証取得を <u>求める</u> など、特	
	要求するなど、特定個人	定個人情報の保護を適切に行え	
	情報の保護を適切に行え	る委託先であることを確認する。	
	る委託先であることを確認		
	する。		

※1 ・・・これまで杉並区では、電算処理等で住民等を識別するための8桁の識別子(コード)について電算記録項目として、「個人コード」もしくは「個人番号」という名称で登録を行い、利用してきた。一方、番号法の施行に伴い、杉並区においても番号法で定めるところの12桁の「個人番号」を電算記録項目として登録する必要がある。今後、一般的には、「個人番号」とは、この12桁の番号を指すこととなることから、区民等への分かりやすさの観点から、区においても当該12桁の番号については、記録項目名として「個人番号」を用いることが望ましい。このため、既存の「個人コード」・「個人番号」という名称で登録されている8桁の識別子については、「個人コード」という名称に一本化し、番号法に定める12桁の「個人番号」について「個人番号」という名称とすることとした。このことから、特定個人情報評価書においては、番号法2条第5項で規定する12桁の番号を「個人番号」、区既存電算システムにおいて住民等を識別するために利用する8桁の番号を「個人コード」と記載することとする。